

～春日井市都市緑化推進事業補助金～

民有地での緑化活動に助成！

春日井市を緑あふれる魅力的なまちにするため、市内で市民の皆さまや民間事業者さんがおこなう緑化活動を応援します。

1 実施内容等

(1) 対象となる事業と経費

自宅や事業所でおこなう、屋上緑化・壁面緑化・空地緑化・駐車場緑化・生垣設置などの緑化工事で、植栽、植栽基盤、かん水施設や表示板設置に必要な費用が対象です。

ただし樹木等の生育期間が 2年を見込めないものは除きます。



(2) 必要な要件

- ① 屋上緑化、壁面緑化、空地緑化及び駐車場緑化は、緑化面積が 50m²以上の緑化工事
- ② 生垣設置は、延長 15m以上の緑化工事
- ③ 関係法令に基づく緑化事業の場合、定められた緑化率に 2% を加えた割合を上回っていること
- ④ 民有樹林地活用型は、樹林地面積の4分の1を超えない面積。ただし 50m²以上（既存民有樹林地は 200m²以上）の緑化工事
- ⑤ 次の表に記載する要件のいずれかを満たすこと（生垣設置は2つとも満たすこと）

事業区分	要件
屋上緑化・壁面緑化 空地緑化・駐車場緑化	・誰でも見ることができる、管理者の了解を得て見ることができるなど公開性があること。 ・中、高木の面積が、緑化面積の 25%以上を占めていること。
生垣設置	・生垣延長のうち、公道等に接する長さ（接道延長）の割合が 50%以上 あること。 ・1m当たり2本以上植えられており、地面から 0.9mの高さがあること。

(裏面へ)

(3) 補助金額

対象経費の2分の1以内（上限 200万円）で、次の要件の範囲内です。

屋上緑化 壁面緑化	: 緑化面積 (m ²) × 3万円	空地緑化	: 緑化面積 (m ²) × 1.5万円
駐車場緑化	: 緑化面積 (m ²) × 2万円	生垣設置	: 生垣の延長 (m) × 5千円

※ 算定した補助金額が 10万円未満（生垣設置は 3万円未満）の場合は、補助金を交付しません。

2 申請期間及び申請場所

[期 間] 当該年度の4月1日から 12月 28日 まで

(4月1日が休日日の場合は翌開庁日から、12月28日が休日日の場合は直前の開庁日まで)

8:30~17:15（土日祝日を除く）

[場 所] 公園緑地課（市役所7階）

3 その他

※申請前に必ず公園緑地課にご相談ください。

- ・申請前に、必ず公園緑地課にご相談ください。事前相談を行わずに申請書を提出された場合、受理しません。
- ・県の補助金を利用しているため、予算に達した場合は受付を終了します。
- ・許可なく植栽を撤去しないでください。枯れた場合、同じ場所もしくは敷地内の違う場所に再度植栽していただきます。

《 お問い合わせ・提出先 》

春日井市役所 建設部 公園緑地課 緑化担当

郵便番号: 486-8686

住 所: 春日井市烏居松町5丁目44番地

電 話: 0568-85-6283

F A X: 0568-83-2960

E - mail: koen@city.kasugai.lg.jp



市ホームページ QRコード
【都市緑化推進事業補助金】